【税金関係】家屋を取り壊した場合は手続きが必要です

家屋の固定資産税は、毎年１月１日現在の状況で課税されます。

登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局へ建物滅失登記の申請を行ってください。（後日、同局より当町へ通知されます）

また、取り壊した家屋が登記されていない場合は、町税務課へ「建物滅失申告書」を提出してください。

これにより翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、年内に届け出がない場合、取り壊し状況が把握できず課税されることがありますので、お早めに手続きを行ってください。

年内に手続きができないときは、課税グループへご連絡ください。

問合せ　税務課 課税グループ　☎２１ー２１１５

空き家所有者の皆さんへ

○冬期間の空き家の適切な管理について

冬期間は家屋等の屋根からの落雪によって、道路の通行を妨げたり、近隣の住宅や通行人に損害を与える恐れがあります。そのため、空き家の維持管理を怠ると、強風による屋根の飛散や雪の重さによる建物の倒壊から、住民の安全な生活を脅かす状態になることも考えられます。

空き家所有者の皆さんは、落雪による事故が発生しないよう定期的に空き家の様子を確認し、屋根に雪が積もっている場合は雪おろしを行う等適切に管理するようお願いします。

なお、おろした雪については、敷地内に堆積するか専門業者に排雪を依頼するなどし、道路等にはみ出さないように注意してください。

○空き家の売却等について

余市町では後志管内の市町村、建築・不動産の専門家団体および後志総合振興局と連携して管内の空き家物件情報を登録・掲載する「しりべし空き家ＢＡＮＫ（バンク）」を共同で運営しています。

空き家の売却や借家としての活用を考え登録を希望される方は、まちづくり計画課へ問合せいただくか、「しりべし空き家ＢＡＮＫ」のホームページをご覧ください。

問合せ　まちづくり計画課 空家対策グループ　☎２１ー２１２４

通行規制区間への進入の危険性について

冬に吹雪で見通しのきかない道路では通行止めの規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道から侵入すると、吹きだまりに衝突したり、車両がスタックし孤立するなど、命にかかわる重大な事故に繋がる恐れがあります。

大変危険ですので指定された迂回路のご利用をお願いします。

なお、通行規制の状況は次のホームページで公表しています。

通行規制情報（北海道地区道路情報のページ）

https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm

問合せ　北海道後志総合振興局小樽建設管理部維持管理課　☎０１３４ー２５ー２４４４

余市町の空間放射線量率	１０月２１日～１１月１８日の本町の空間放射線量率は**「平常レベル」**でした。 **（最高値：**５４nGy/h、**最低値：**３７nGy/h、**平均値：**３９nGy/h）**※平常時は１０～６０ nGy/h程度**